

16 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		数 量	
引 取 数 量	①	1,025,886	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	122,846	
差 引	(①-②) ③	903,040	
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	7,915	
	元 売 業 者 分 0.3/100	335	
	計 ④	8,250	
課 税 標 準 量	(③-④) ⑤	894,790	
そ の 他 (申 告 納 付 等) の 分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-	
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	246	
	そ の 他	3,976	
	小 計 ⑥	4,222	
	課 税 対 象 と な ら ない 数 量	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-
		み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	234
そ の 他		2,433	
	小 計 ⑦	2,667	
課 税 標 準 量	(⑥-⑦) ⑧	1,555	
合 計	⑤+⑧	896,345	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	{ 本 店 の 数 1 登 事 所 等 の 数 17 74	
	特 約 業 者	{ 本 店 の 数 71 登 事 所 等 の 数 200 475	
	計	{ 本 店 の 数 72 登 事 所 等 の 数 217 549	
	仮 特 約 業 者	{ 本 店 の 数 1 事 務 所 等 の 数 1	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」には、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取りに係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」には、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油等の数量、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油の数量並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の数量の合計を記載した。
- 「特別徴収義務者数等」には、平成29年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」には、本店(本社)が本県に所在するものを記載した。

○ 事務所別内訳

区 分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩 釜	
特別徴収義務者数	元 売 業 者	-	-	12	4	1
	特 約 業 者	6	18	100	25	11
	計	6	18	112	29	12
引 取 数 量	15,407,180	154,853,154	485,863,298	243,899,767	19,142,266	
課税対象とならない数量及び欠減量	2,423,575	9,477,562	42,493,103	39,990,763	2,801,399	
差 引 課 税 標 準 量	12,983,605	145,375,592	443,370,195	203,909,004	16,340,867	
申 告 納 付 等	52,448	181,315	139,319	154,683	32,947	
合 計 課 税 標 準 量	13,036,053	145,556,907	443,509,514	204,063,687	16,373,814	
調 定 額	418,457	4,672,377	14,236,655	6,550,444	525,600	

(特別徴収義務者数は、平成29年2月末日現在。)

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量
法第144条の5 関係	輸 出	2	11
	課 税	77	67,194
	小 計	79	67,205
法第144条の6 関係	石油化学製品製造業	-	-
法附則第12 条の2の7 第1項関係	船舶	1,129	11,741
	自衛隊(機械等)	2	307
	鉄道車両・軌道車両	4	4,389
	農林業等	8,771	8,177
	林業等	56	2,257
	セメント製品製造業	26	399
	生コンクリート製造業	3	31
	電気供給業	-	-
	地熱資源開発事業	-	-
	鉱物の掘採事業	106	22,335
	とび・土工工事業	23	1,437
	鉱さいバラス製造業	1	251
	港湾運送業	10	1,323
	倉庫業	16	213
	貨物利用運送事業	3	39
	鉄道貨物積卸業	-	-
	航空運送サービス業	3	165
	廃棄物処理事業	11	548
	木材加工工場業	36	1,341
	木材市場業	3	18
バーク堆肥製造業	4	418	
索道事業	8	245	
小 計	10,215	55,634	
アメリカ合衆国軍隊関係③		2	7
外国公館等の暖房用ボイラー関係④		-	-
合 計 (①+②+③+④)		10,296	122,846

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成29年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成29年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル, 千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	-	-	17
11	6	8	7	8	200
11	6	8	7	8	217
9,086,847	19,546,829	43,677,801	9,409,919	24,998,806	1,025,885,867
1,376,074	7,801,948	17,203,422	3,339,177	4,188,792	131,095,815
7,710,773	11,744,881	26,474,379	6,070,742	20,810,014	894,790,052
64,171	9,513	604,568	143,817	171,518	1,554,299
7,774,944	11,754,394	27,078,947	6,214,559	20,981,532	896,344,351
249,576	377,316	869,234	199,487	673,507	28,772,653